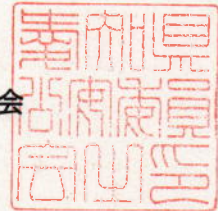


放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者  
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容  
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由  
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実  
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。  
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

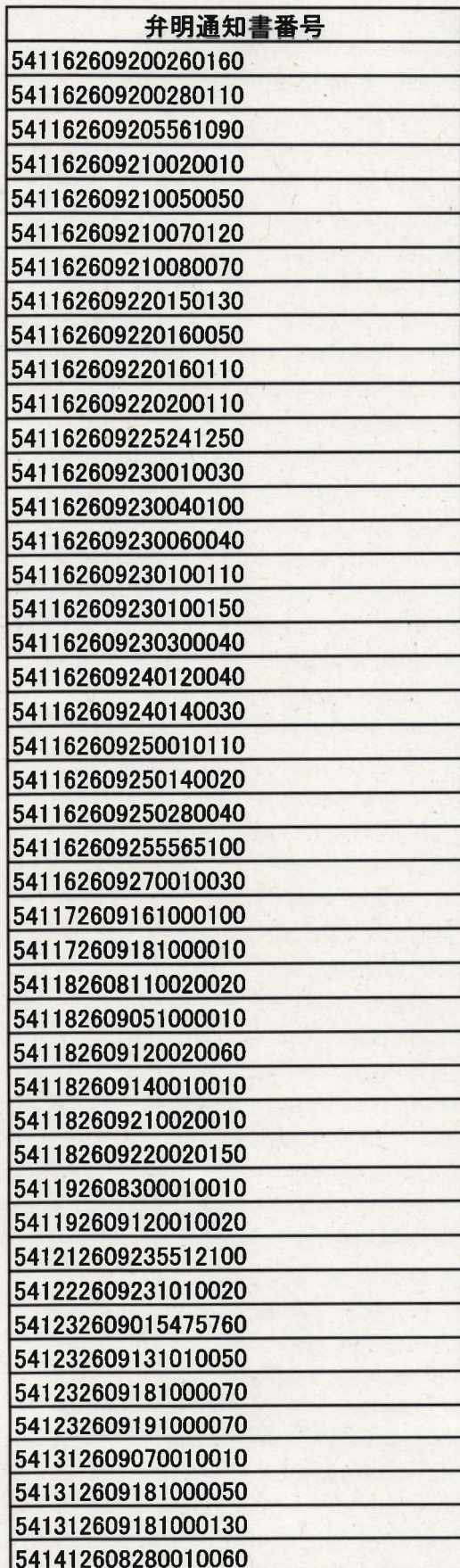
令和 8 年 10 月 28 日

愛知県公安委員会



| 弁明通知書番号            |
|--------------------|
| 541012608095339600 |
| 541012608180050100 |
| 541012609100030140 |
| 541012609135339650 |
| 541012609240030020 |
| 541022609071010070 |
| 541022609085405950 |
| 541022609111000100 |
| 541022609111010100 |
| 541032511165280560 |
| 541032609125278630 |
| 541032609171000060 |
| 541042609110010040 |
| 541042609110020040 |
| 541052609120070150 |
| 541052609121000100 |
| 541052609135523440 |
| 541052609140080040 |
| 541052609151000020 |
| 541052609171000030 |
| 541052609180070190 |
| 541052609210040070 |
| 541052609220040060 |
| 541052609220080030 |
| 541052609250080070 |

| 弁明通知書番号            |
|--------------------|
| 541162507220010060 |
| 541162608125499630 |
| 541162608140190050 |
| 541162608180160210 |
| 541162608190300100 |
| 541162608210170130 |
| 541162609010280060 |
| 541162609020040020 |
| 541162609030170090 |
| 541162609045561490 |
| 541162609080140040 |
| 541162609110220090 |
| 541162609110220150 |
| 541162609111000050 |
| 541162609150160130 |
| 541162609170300100 |
| 541162609180090060 |
| 541162609180130020 |
| 541162609180190060 |
| 541162609180200210 |
| 541162609195563450 |
| 541162609200120070 |
| 541162609200170010 |
| 541162609200190030 |
| 541162609200200100 |

[illegible]

## 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。